

別表（第4条、第9条関係）

客 観 点 数	<p>法第27条の23の規定、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年国土交通省告示第85号）及び「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号）により算定された客観的事項の数値とする。</p>																																																																		
発 注 者 点 数	<p>1 工事成績</p> <p>入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）の属する年度の直前4年度における当該業者の施工した種類別の工事のうち、請負金額が500万円以上のものについて、宇部市水道局工事検査担当課が宇部市水道局工事検査要綱（令和4年4月1日制定）により実施した完成検査の平均成績評定点（小数点以下第1位を四捨五入したもの）を採用し、次の表に示すとおり、平均成績評定点を55点から80点（54点以下は55点、81点以上は80点とする。）までに区分し、それぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与する。</p> <p>なお、請負金額が500万円未満の工事は、3その他の項目（4）水道事業に寄与する取組の状況の中で完成工事件数として評価することとし、工事成績評点を付与しない。また、局工事の実績がない当該業者については、平均成績評定点を55点とし、工事成績評点を付与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>平均成績評定点</td><td>55</td><td>56</td><td>57</td><td>58</td><td>59</td><td>60</td><td>61</td><td>62</td><td>63</td><td>64</td><td>65</td><td>66</td><td>67</td><td>68</td><td>69</td> </tr> <tr> <td>工事成績評点</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>平均成績評定点</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>74</td><td>75</td><td>76</td><td>77</td><td>78</td><td>79</td><td>80</td> </tr> <tr> <td>工事成績評点</td><td>21</td><td>23</td><td>25</td><td>27</td><td>29</td><td>32</td><td>35</td><td>38</td><td>41</td><td>44</td><td>50</td> </tr> </table> <p>2 指名停止の状況</p> <p>申請日の属する年度の直前2年度において宇部市水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領（令和4年4月1日制定）により指名停止を受けた業者については、1件につき次の表に示す指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>指名停止期間</td><td>2月未満</td><td>2月以上4月未満</td><td>4月以上6月未満</td><td>6月以上</td> </tr> <tr> <td>指名停止状況評点</td><td>-2</td><td>-3</td><td>-4</td><td>-5</td> </tr> </table> <p>3 その他の項目</p> <p>(1) 建設業従事職員数</p> <p>申請日における建設業従事職員数に対し、次の表に示す評点を付</p>	平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	平均成績評定点	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	工事成績評点	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50	指名停止期間	2月未満	2月以上4月未満	4月以上6月未満	6月以上	指名停止状況評点	-2	-3	-4	-5
平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69																																																				
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19																																																				
平均成績評定点	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80																																																								
工事成績評点	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50																																																								
指名停止期間	2月未満	2月以上4月未満	4月以上6月未満	6月以上																																																															
指名停止状況評点	-2	-3	-4	-5																																																															

与する。

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20	22	24	26

人数	19	20	21	22	23	24	25	26～30	31～
評点	28	30	32	34	36	38	40	45	50

(2) 技術職員の数

申請日の直近の経営事項審査の審査基準日における「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」中の第一の三の1の(1)及び(2)に規定する技術職員(同法第15条第2号イに該当する者)の人数に対し、1人当たり2点を付与する。ただし、90点を上限とする。

(3) 配水管工事に関する技術者の数

① 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会の受講登録者数(資格要件)

人数×5点(50点を上限)

② 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Iの受講登録者数(資格要件)

人数×5点(50点を上限)

③ 公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径の受講登録者数(資格要件)

人数×5点(50点を上限)

(4) 給水装置工事に関する技術者の数

給水装置工事配管技能検定合格者又は旧宇部市水道局技能工の技術者数の人数に対し、1人当たり3点を付与する。ただし、両方の資格を有する技術者に付与する点は3点とし、30点を上限とする。

(5) 水道事業に寄与する取組の状況

次の表の各項目に該当する事業者に対し、同表に示す評点を付与する。

項目	付与の基準	評点
災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定締結の	申請日において、協定締結の申出書を提出し	10

状況	ている事業者	
完成工事件数	申請日の属する年度及びその前年度の完成工事件数	件数×3 (随意契約は除く。)
水道料金納入の状況	申請日の属する年度及びその前年度の間で宇部市水道条例第35条第1号(給水の停止)の規定に該当したことがある事業者	1回の給水停水×(-10)
<p>備考</p> <p>1の工事成績は次による。</p> <p>特定建設工事共同企業体施工の場合、市内業者のみのときは全員同一評定点とし、市内業者及び市内業者以外の者のときは工事成績を付与しない。</p>		